

## 第2 今、なぜ民事司法改革か

### 1 民事裁判制度の利用しやすさと利用満足度

司法制度改革審議会はその意見書（2001〔平成13〕年6月12日）において各種提言を行うにあたって、国民に利用しやすい民事司法制度の在り方を検討する基本的な資料とすべく、2000（平成12）年、民事訴訟制度研究会（代表菅原郁夫早稲田大学教授）を通じ、民事司法の利用者調査を実施した。その後審議会意見書に基づき様々な改革が実行されたが、利用者にそれらがどう評価されたかを検証し、継続して制度改革に反映させる目的でその後も2回（2006〔平成18〕年、2011〔平成23〕年）利用者調査が実施された。

そのアンケート中で、民事司法の「①利用しやすさ」と「②満足度」についての利用者の意識調査を行っているが、各調査年度の肯定的割合の変遷を示すと下記のとおりである。

	利用しやすさ (肯定的回答)	満足度 (同)
2000年度調査	22.4%	18.6%
2006年度調査	23.6%	24.1%
2011年度調査	22.3%	20.7%
(民事訴訟利用者調査結果より)		
(注) 2000年→司法制度改革前		
2006年→司法制度改革の諸立法制定直後		
2011年→司法制度改革審議会意見書発表10年経過		

これをみると①②ともに司法制度改革前より司法制度改革推進本部による改革諸立法制定直後やや上昇したものの、2011年には下がるか（①）、若しくは改革前に近い数字（②）になっている。

利用者の意識は訴訟結果に左右されることはあるとしても2割程度しか民事司法を評価しておらず、司法改革開始前に言われた利用者の司法アクセスについて「2割司法」の実態は利用しやすさや満足度といった内容面でも改善されていないことが見て取れる。

### 2 民事訴訟件数は、国際比較でも極端に少ない

わが国の民事裁判の件数は各国と比較しても極めて少なく、人口比でアメリカの8分の1、イギリス・フランスの4分の1、ドイツ・韓国の3分の1である。訴訟件数と相関関係にあるのがリーガルコスト（弁護士や裁判所等に支払う法的費用）といわれる。アメリカではGDPの1.4%がリーガルコストといわれる。これを日本で見ると、日本の実質GDPは2015（平成27）年で532兆5,290億円なので1.4%は7.4兆円となる。弁護士の2010年度調査の収入平均値（3,304万円）に弁護士数

(30,525人) をかけると1兆0,085億円 (GDP比0.19%) であり、アメリカの8分の1弱の数値になる。イギリスの2012年の弁護士収入が250ポンド (約4兆円) であり、日本は約4分の1である。このようにわが国のリーガルコストの規模も海外に比べて極めて少ないのが実情である。

私達は日本の訴訟社会化を目指すものではないが、訴訟件数が外国に比べて極端に少ないだけでなく、国民のリーガルコストもやはり諸外国との比較でも極端に少ないという事実は日本社会には紛争が少ないゆえに訴訟件数も少ないという合理的推測を越えて、訴訟制度に紛争解決機能上の欠陥があり、利用者の利用をためらわせる原因があるのではないかと考えさせられる。

### 3 最近10年間日本の訴訟は、過払いを除き横ばいか、やや減少している

民事通常事件の全地裁新受件数 (括弧内は過払金請求を除いた件数) は、2003 (平成15) 年度が157,833件 (114,417件) であったが、2014 (平成26) 年度142,487件 (90,548件) となっていて過払金等金銭事件を除くとやや減少している。ところで、本人訴訟についてみると、弁護士が大幅に増加したが実質的紛争のある本人訴訟の実数に変化がない。具体的には平成17年から弁護士人口は一貫して増加し2011 (平成23) 年までに43.9%増加したにも拘わらず、双方弁護士が付いている事件はその期間に9.9%しか増えておらず、本人訴訟の件数は横ばいである (司法研修所「本人訴訟に関する実証的研究」5頁参照)。

弁護士選任率についてみると、地裁通常民事訴訟事件の弁護士選任率は2001 (平成13) 年度78.9%であったが、2011 (平成23) 年度は77.4%とむしろ減少している。

### 4 司法予算 (裁判所予算) 0.3~0.4%と低額のままであり、また、裁判官の数も増えていない

2014 (平成26) 年度の裁判所予算は3,110億円であり、国家予算に占める割合は0.324%に過ぎない。法テラス予算が裁判所予算から法務省予算に移行したとはいえ国家予算に占める裁判所予算の割合は年々減少傾向にある。

また裁判を起す側の弁護士の数はここ10年で約13,000人と大幅に増えたにもかかわらずそれを受ける立場の裁判官の数は600人弱しか増えておらず早急に是正しなければならない状況もある。

### 5 訴訟件数が増えないのは、文化的原因 (日本人の訴訟嫌い) ではなく、制度的原因にある (現在の通説的見解)

川島武宣「日本人の法意識」(1967 [昭和42] 年) は、わが国において訴訟が少ないのは日本人の訴訟嫌いという文化的な原因にあるとする。その中で「訴訟には費用と時間がかかるということは、わが国で訴訟が少ないということを説明する十分の理由とは考えられない」とし、「私には、むしろ現代の裁判制度と日本人の法意識のずれということの方が、この問題にとってはるかに重要であるように思われる」としている。

更に、「権利義務が明確・確定的でないということによって当事者の友好的な或いは協同体的な関係が成立しまた維持されている……訴訟はいわゆる黒白を明らかにすることによって、この友好的な協同体的な関係の基礎を破壊する。だから、伝統的な法意識にとっては、訴訟を起こすということは、相手方に対する公然たる挑戦であり、喧嘩を吹っかけることを意味する」として訴訟がわが国で少ない要因として日本人の伝統的な法意識を挙げている（岩波新書前掲書137～140頁参照）。

これに対して、ジョン・ヘイリー（加藤新太郎訳）「裁判嫌いの神話」（判例時報902号14頁、同907号13頁、1978〔昭和53〕年、1979〔昭和54〕年）では、訴訟は意識面より制度面が重要な要素とし、訴訟を提起しやすくするための条件として、①権利義務に関して十分な情報があること、②司法アクセス（裁判官や弁護士の数、管轄や訴えの利益の制限、申立手数料、訴訟費用の担保）が適正であること、③訴訟の結果として十分な権利救済があることの三要素を挙げ、日本ではこれらが不十分とする。近時の件数が増加した過払金訴訟で見れば最高裁判例で利息制限法違反の利息は元本充当後、不当利得として返還請求出来ることが新聞、TVで大々的に報道・広告され、市民に十分な情報が与えられ（①）、これを取り扱う弁護士・司法書士の広告が新聞・TVでもなされ、確実に回収出来ることから弁護士も着手金なしで事件を受任して、利用者のアクセスも容易になっている（②）、更に判決を得ればサラ金各社は任意に払い、しかも判決にならないで和解により速やかに支払う業者も多く権利救済もできている（③）。要するにジョン・ヘイリーの言うように①～③の条件がそろえば法需要は顕在化し、訴訟件数は増加する。

菅原郁夫「日本人の訴訟観 訴訟経験と訴訟観」（2005〔平成17〕年）では、日本人は訴訟嫌いかという問題設定を行い、訴訟利用経験者では訴訟を始めるにあたって躊躇したものより、躊躇しなかった者の方が多いいことをデータで示す。また訴訟未経験者では離婚などでは多くが躊躇を感じている（82.4%）が、他人との契約問題（52.3%）、交通事故の損害賠償問題（29.4%）ではそう多くは躊躇していない。親族問題について訴訟をさけるのは日本だけではないので交通事故など訴訟を敬遠する傾向はさほど大きくないとする。日本人は川島理論とは異なりむしろ権利の実現をはかり、白黒をはっきりさせることが訴訟の内外を通じて期待されていたとし、さらに訴訟経験者、未経験者を通じて公正な解決への欲求が強く、訴訟が少ないのは文化的原因でなく制度的原因にあるとする結論を導いている（ジュリスト2005〔平成17〕年9月15日号 NO.1297）。

上記の視点から、わが国の民事司法の現状を分析すれば民事司法の利用者にとってわが国の現状は解決されるべき法的需要はあるにもかかわらず、制度や裁判所基盤の壁に阻まれて顕在化せず、利用者にとって公正な解決手段が確保されていない状況があるといえる。ここに今民事司法改革に着手すべき大きな理由が存在する。